

新潟市文化財旧小澤家住宅条例に基づく処分に係る  
審査基準及び標準処理期間を定める要綱

新潟市文化財旧小澤家住宅条例（平成22年新潟市条例44号。以下「条例」という。）に基づき実施機関が行う処分に係る審査基準及び標準処理期間を次のとおり定める。

処分等	審査基準	標準処理期間 (日)
旧小澤家住宅利用許可	条例第7条	10
旧小澤家住宅利用変更許可	条例第7条	7
旧小澤家住宅観覧料等の納付期日の指定	・国又は地方公共団体が観覧・使用する場合 ・その他指定管理者が特に必要があると認める場合	7
旧小澤家住宅観覧料等の免除	条例施行規則別表第2（第9条関係）	7
旧小澤家住宅観覧料等の還付	条例施行規則別表第3（第10条関係）	7

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。